

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の改正について

## 改正の必要性

○「学校・保育所の管理下」における児童・生徒の災害（負傷、疾病、障害、死亡）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付により、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給。（保育所の共済掛金は、保育所の設置者と保護者が負担）

※平成 27 年 4 月 1 日からは地方裁量型認定こども園等も対象。

○子ども・子育て支援新制度として、平成 27 年 4 月 1 日から地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。市町村が認可。）が実施される予定だが、災害共済給付制度の対象外。

○地域型保育事業のうち家庭的保育、小規模保育、事業所内保育については、人員、面積等の認可基準が定められており、保育所と同等の安全管理を確保。

○民間による保険（賠償責任保険、傷害保険等）も存在するが、災害共済給付制度と同程度の掛金や対象範囲を期待することは困難。



家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、保育所等と同様に、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の対象に追加することにより、事業の円滑な実施を確保するとともに保護者が安心して事業を利用できる環境を整備

## 改正の概要

### 【災害共済給付の対象拡大】

独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第 8 条を改正し、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の管理下における児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができることとする。

### 【施行期日】

子ども・子育て支援法の施行の日【平成 27 年 4 月 1 日】